

青森県防災情報ネットワーク更新に係る詳細設計業務(衛星系拡充分) 仕 様 書

1 業務の名称

青森県防災情報ネットワーク更新に係る詳細設計業務（衛星系拡充分）

2 背景及び目的

青森県（以下「県」という。）では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び青森県地域防災計画（令和3年3月修正）に基づき、公衆回線に輻輳、途絶等の障害が発生した場合における災害対応業務の通信手段として、県の関係機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を接続する通信基盤である青森県防災情報ネットワークを運用しているところである。

今般、青森県防災情報ネットワークの構成設備の老朽化が進行し、安定した運用に支障を来している状況にあることから、更新することで安定的な運用体制を構築することとしているところである。

現在、別途実施している青森県防災情報ネットワーク更新に係る詳細設計業務（以下「通常分業務」という。）により、更新に係る調達を可能にするために必要となる要件の計画、調査、分析、検討、設計及び調達費積算等の一切の業務を実施しているところである。

一方、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワーク（以下「LASCOMネット」という。）第3世代について、災害対応に用いる非常通信手段として有用とされているものの、通常分業務においては、県庁統制局にのみ設置することとしているところである。

そこで、青森県防災情報ネットワークの更新に当たり、衛星系として位置付けているLASCOMネット第3世代を県庁統制局以外にも拡充することとし、拡充に係る調達を可能にするために必要となる要件の計画、調査、分析、検討、設計及び調達費積算等の一切の業務を本業務において実施するものである。

3 履行期限

令和4年3月31日（木）

4 前提条件

- (1) 通常分業務との整合を図ること。
- (2) 現行の青森県防災情報ネットワークの構成、業務実施の前提条件、業務の概要及び業務内容の前提条件は、それぞれ通常分業務仕様書の4、6、7及び8と同様であること。

5 拡充内容

更新後の青森県防災情報ネットワークの概要は、通常分業務仕様書の5と同様であるが、本業務においては、これに加え、次のとおり拡充すること。

(1) 拡充対象局

合同庁舎局（5局）、総合社会教育センター（1局）、市町村局（40局）及び消防本部局（11局）とする。

(2) 拡充に係る回線構成

拡充対象局において、L A S C O M ネット第3世代を副回線とし、各局及び他都道府県と接続するものとする。

6 業務の内容

(1) 詳細設計業務計画書の作成

通常分業務仕様書の9(1)と同様とすること。

(2) 現地調査

ア 拡充内容に係る設備の設置場所、設置方法、電源取得方法等を検討し、立面図、設備設置図（設備の設置場所を明らかにすること。）、配管・配線系統図その他必要な図面を作成すること。

イ 図面の作成に当たっては、必要に応じ現地調査を実施すること。

(3) 設備、移行等の検討

拡充対象局における現行のL A S C O M ネット第2世代設備について、必要に応じ撤去、残置等の検討を行うこと。

(4) 設計

ア 拡充内容に係るネットワーク、ソフトウェア及び設備の設計を行い、図面を作成すること。

イ 設計に当たっては、一般財団法人自治体衛星機構が作成した「L A S C O M 第3世代網機器標準規格書集」（Ver.1.03 2021.4.15）に基づき行うこと。

(5) 調達発注仕様書原案の作成

拡充内容に係るハードウェア等の調達、設置、設定等の業務に係る設備の数量、仕様、使用材料等を詳細に記載し、調達条件や開発要件等を示すこと。

(6) 調達費等の積算

拡充内容に係る調達費について積算し、積算設計書を概算及び最終の2種類を2回に分けて作成すること。なお、積算に当たっては、拡充対象局全てについて、局ごとに行うこと。

(7) 調達スケジュールの作成

令和4年度及び令和5年度における調達契約から運用開始までのスケジュールを作成すること。なお、拡充内容に係る調達については、令和5年度を想定しているものであること。

(8) 運用保守の検討

拡充内容について、通常分業務仕様書の9(8)の内容を検討すること。

7 要求機能

(1) 拡充対象局において、L A S C O M ネット第3世代V S A T局による音声、データ及び映像の送受信ができること。

(2) 通常分業務仕様書の10(6)の要求機能を満たすこと。

8 その他

(1) 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議のうえ、決定するものとする。

(2) 納入成果物

ア 本仕様書に基づき作成した資料、図面等は、A4サイズでファイル等にまとめ、提出すること。

イ 納入成果物は、紙1部及び電子データとし、Microsoft Office 2013相当以上で読み書きができるファイル形式又は県の情報資産台帳システムで承認済みの無償ソフトウェアにより読み書きができるファイル形式で作成し、CD等の媒体で提出すること。

ウ 6の(1)から(8)までに対応した納入成果物を提出すること。

(3) 納入先及び納入期限

ア 納入先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県危機管理局防災危機管理課危機管理対策グループ
電話 017-734-9097
FAX 017-722-4867
E-mail: bosaikikikanri@pref.aomori.lg.jp

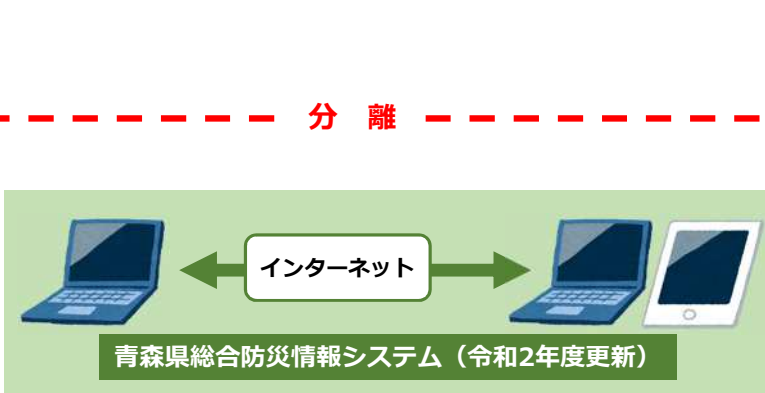
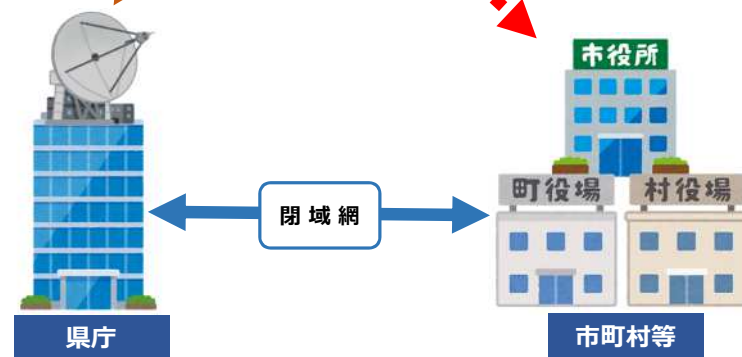
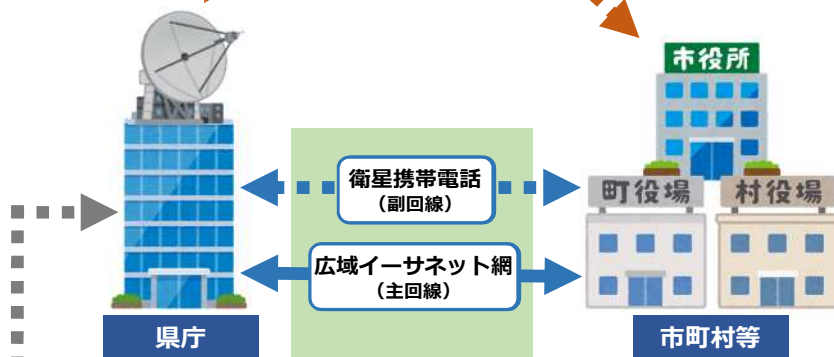
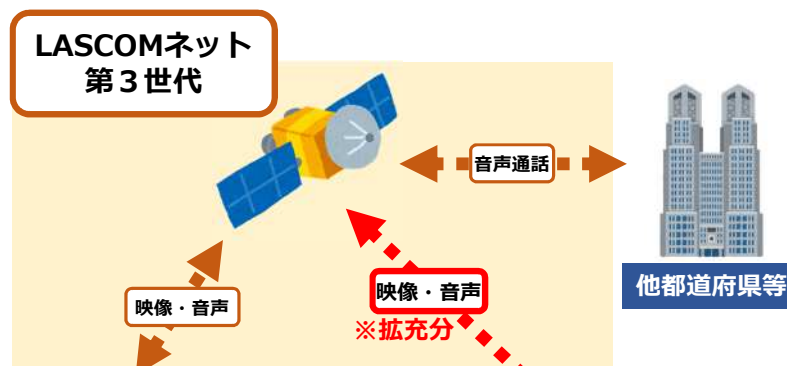
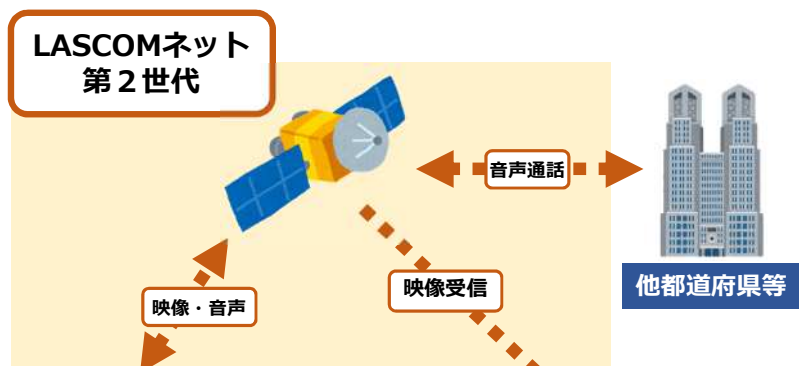
イ 納入期限

(ア) 詳細設計業務計画書	業務開始日から10日以内
(イ) 積算設計書（概算）	令和3年10月22日（金）
(ウ) 調達発注仕様書原案	令和4年2月10日（木）
(エ) 積算設計書（最終）	令和4年2月10日（木）
(オ) その他の納入成果物	令和4年3月23日（水）

青森県防災情報ネットワーク

【更新前】 整備年度 平成21年度～22年度

【更新後】 整備年度 令和4年度～5年度（予定）



分離